

(学校基本調査及び学校教員統計調査)

審 査 メ モ

《学校基本調査関係》

1 学校基本調査の変更

学校基本調査について、調査計画における「調査対象の範囲」、「報告を求める事項」等を以下のとおり変更することとしている。

(1) 調査対象の範囲の変更

平成 28 年 4 月から、新たな学校種として、義務教育学校が創設されることに伴い、調査対象の範囲に、義務教育学校を追加する。

(審査結果)

「学校教育法」(昭和22年法律第26号)の改正法が、平成28年4月から施行されることにより、9年間一貫した系統的な教育課程を編成・実施する学校種として、「義務教育学校」が創設されることとなる。義務教育学校は、学校教育法第1条に規定する「学校」の一つに位置付けられることから、調査対象に追加するものであり、適切と考える。

【参考】

学校教育法(昭和22年法律第26号)(抄)

第1条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

(2) 調査票の新設

- ア 学校調査票(義務教育学校)を新設する。(平成28年度調査から適用)
イ 卒業後の状況調査票(義務教育学校 後期課程)を新設する。(平成29年度調査から適用)

(審査結果)

平成28年4月から、新たな学校種として、義務教育学校が創設されることに伴い、上記(1)のとおり、調査対象の範囲に義務教育学校を追加することを踏まえ、学校教育行政に必要な基本的事項を把握するため、新たな調査票として「学校調査票(義務教育学校)」(様式第27号)及び「卒業後の状況調査票(義務教育学校 後期課程)」(様式第31号)を新設することとしている。

調査票を新設することについては、学校教育法に定められた新たな学校種のため、適切と考えるが、調査項目についてみると、以下のようになっている(資料4-1の別添参照)。

＜学校調査票(義務教育学校)について＞

学校調査票(義務教育学校)は、既存の「学校調査票(小学校)」及び「学校調査票(中学校)」(以下両者を総称して「学校調査票(小学校・中学校)」という。)をベー

スとして作成されており、学校調査票（小学校・中学校）との対比を整理したものが資料4-1の別添（P. 1～7）である。

すべての項目で学校調査票（小学校）又は学校調査票（中学校）と同様の調査項目が設けられているほか、ほとんどの項目で学校調査票（小学校・中学校）と同様の選択肢を設けている。例外的に、例えば、「15 学年別学級別児童・生徒数」（6ページ）や「16 帰国児童生徒数」（7ページ）では1学年から9学年までの学年ごとの生徒数の調査項目となっているなど、義務教育学校制度の設計に由来し、学校調査票（小学校・中学校）の選択肢とは異なっていたり、「10 教務主任等の数」では、学校調査票（中学校）にのみ存在する「生徒指導主事」及び「進路指導主事」の欄が設けられている。

なお、調査項目のうち、「6 小中一貫教育の実施形態」（2ページ）については、「学校調査票（小学校・中学校）」においても、「18 二部授業の学級数・生徒数・教員数（公立）」（7ページ）については、「学校調査票（中学校）」においても、新しく追加される調査項目であることから、後記「（3）調査事項の変更」において、別途項目立てして論点を設けている。

<卒業後の状況調査票（義務教育学校 後期課程）について>

卒業後の状況調査票（義務教育学校 後期課程）は、既存の「卒業後の状況調査票（中学校）」をベースとして作成されており、卒業後の状況調査票（中学校）との対比を整理したものが資料4-1の別添（P. 8～10）である。

すべての項目で卒業後の状況調査票（中学校）と同様の調査項目が設けられているほか、ほとんどの項目で卒業後の状況調査票（中学校）と同様の選択肢を設けている。例外的に、例えば、「7 状況別卒業生数」（9ページ）及び「9 高等学校（本科）等への入学志願者数」（10ページ）では、現時点において小中一貫教育と中高一貫教育の両方の取組を実施する学校は想定されていないことから、卒業後の状況調査票（中学校）において、中高一貫教育の取組を行う中学校が記載する「併設先または連携先の高等学校への進学者（入学志願者）」の欄が削除されている。

なお、調査項目のうち、「6 小中一貫教育の実施形態」（9ページ）については、「卒業後の状況調査票（中学校）」においても、新しく追加される調査項目であることから、後記「（3）調査事項の変更」において、別途項目立てして論点を設けている。

学校調査票（義務教育学校）及び卒業後の状況調査票（義務教育学校 後期課程）とも、それぞれの項目につき、必要性や有用性が認められることから、おおむね適当であると考えられるものの、調査項目については、他に把握すべき事項がないか確認する必要がある。

（論点）

義務教育学校の制度にかんがみ、調査項目として新たに追加すべき事項はないか。

(3) 調査事項の変更

ア 学校施設調査票（高等学校等）（様式第19号）における「学校種別」欄の変更 （平成28年度調査から適用）

平成28年4月から、新たな学校種として、義務教育学校が創設されることに伴い、「学校種別」の選択肢として「義務教育学校」を追加する。

変更案	現 行																		
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">5 学 校 種 別</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">1 小学校</td> <td style="width: 50%;">5 幼稚園</td> </tr> <tr> <td>2 中学校</td> <td>6 専修学校</td> </tr> <tr> <td>3 高等学校</td> <td>7 中等教育学校</td> </tr> <tr> <td>4 特別支援学校</td> <td>8 幼保連携型 認定こども園</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="border: 2px solid red;">9 義務教育学校</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">〔 該当する項 の番号を記入する。 〕</p> </div>	1 小学校	5 幼稚園	2 中学校	6 専修学校	3 高等学校	7 中等教育学校	4 特別支援学校	8 幼保連携型 認定こども園		9 義務教育学校	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">5 学 校 種 別</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">1 小学校</td> <td style="width: 50%;">5 幼稚園</td> </tr> <tr> <td>2 中学校</td> <td>6 専修学校</td> </tr> <tr> <td>3 高等学校</td> <td>7 中等教育学校</td> </tr> <tr> <td>4 特別支援学校</td> <td>8 幼保連携型 認定こども園</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">〔 該当する項 の番号を記入する。 〕</p> </div>	1 小学校	5 幼稚園	2 中学校	6 専修学校	3 高等学校	7 中等教育学校	4 特別支援学校	8 幼保連携型 認定こども園
1 小学校	5 幼稚園																		
2 中学校	6 専修学校																		
3 高等学校	7 中等教育学校																		
4 特別支援学校	8 幼保連携型 認定こども園																		
	9 義務教育学校																		
1 小学校	5 幼稚園																		
2 中学校	6 専修学校																		
3 高等学校	7 中等教育学校																		
4 特別支援学校	8 幼保連携型 認定こども園																		

（審査結果）

本調査事項は、学校施設調査票の記入に当たり、回答者である当該学校の種別を把握するために設けているものであるが、学校教育法の改正により、新たな学校種として義務教育学校が創設されることに伴い、選択肢の1つとして「義務教育学校」を追加するものであり、適当であると考えます。

イ 学校調査票（小学校）（様式第2号）、学校調査票（中学校）（様式第3号）、学校調査票（義務教育学校）（様式第27号）、卒業後の状況調査票（中学校）（様式第23号）及び卒業後の状況調査票（義務教育学校）（様式第31号）における「小中一貫教育の実施形態」欄の追加

（学校調査票（小学校）、学校調査票（中学校）及び学校調査票（義務教育学校）については平成28年度調査から、卒業後の状況調査票（中学校）及び卒業後の状況調査票（義務教育学校）については29年度調査から適用）

学校教育を提供する施設に係る基本的事項として、小中一貫教育の実施形態について把握するための事項を設ける。

変更案	
学校調査票（小学校・中学校） 卒業後の状況調査票（中学校）	学校調査票（義務教育学校） 卒業後の状況調査票（義務教育学校）
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>6 小中一貫教育の実施形態</p> <p>〔小中一貫教育を行う学校のみ〕</p> <hr/> <p>1 施設一体型 2 施設隣接型 3 施設分離型 4 その他</p> <p>〔該当する項の番号を記入する。〕</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>6 小中一貫教育の実施形態</p> <hr/> <p>1 施設一体型 2 施設隣接型 3 施設分離型 4 その他</p> <p>〔該当する項の番号を記入する。〕</p> </div>
現 行	
（新規）	

（審査結果）

本調査事項は、学校教育を提供する施設に係る基本的事項として、小学校、中学校及び義務教育学校における小中一貫教育の実施形態（小学校、中学校の施設が一体型か、隣接型か、分離型かなど）について把握するために設けるものである。

これについては、実施形態によって教職員の配置状況、卒業者の進路状況、高等学校等への入学志望者数等に違いが生じているかなど、小中一貫教育の実施状況の全体像を把握し、既存の小学校、中学校との比較等を行う上でも有用なものと認められることから、おおむね適当であると考えられるものの、以下の点について確認しておく必要がある。

（論点）

- 1 小中一貫教育の実施形態について、施設形態別に把握することとしているが、小中一貫教育の理念・目的等を踏まえ、小中一貫教育の実施状況の全体像を把握するために、これ以外に把握が必要な事項はないか。
- 2 調査結果について、どのように利活用を行うことを想定しているか。

ウ 学校調査票（中学校）（様式第3号）及び学校調査票（義務教育学校）（様式第27号）における「二部授業の学級数・生徒数・教員数（公立）」欄の追加（平成28年度調査から適用）

中学校（公立）及び義務教育学校後期課程（公立）における二部授業（いわゆる夜間中学校）の学級数、生徒数及び教員数を把握するための事項を設ける。

変更案																													
学校調査票（中学校）	学校調査票（義務教育学校）																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">19 二部授業の学級数・生徒数・教員数（公立）</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">学級数</th> <th rowspan="2">生徒数</th> <th colspan="2">担当教員数</th> </tr> <tr> <th>本務者</th> <th>兼務者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"> </td> <td style="text-align: center;"> </td> <td style="text-align: center;"> </td> <td style="text-align: center;"> </td> </tr> </tbody> </table>	19 二部授業の学級数・生徒数・教員数（公立）				学級数	生徒数	担当教員数		本務者	兼務者					<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">18 二部授業の学級数・生徒数・教員数（公立の後期課程のみ）</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">学級数</th> <th rowspan="2">生徒数</th> <th colspan="2">担当教員数</th> </tr> <tr> <th>本務者</th> <th>兼務者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"> </td> <td style="text-align: center;"> </td> <td style="text-align: center;"> </td> <td style="text-align: center;"> </td> </tr> </tbody> </table>	18 二部授業の学級数・生徒数・教員数（公立の後期課程のみ）				学級数	生徒数	担当教員数		本務者	兼務者				
19 二部授業の学級数・生徒数・教員数（公立）																													
学級数	生徒数	担当教員数																											
		本務者	兼務者																										
18 二部授業の学級数・生徒数・教員数（公立の後期課程のみ）																													
学級数	生徒数	担当教員数																											
		本務者	兼務者																										
現行																													
（新規）																													

（審査結果）

本調査事項は、中学校及び義務教育学校後期課程において行われる二部授業（いわゆる夜間中学校）に関する基本的な事項として、学級数、生徒数及び教員数を把握するものである。

公立の夜間中学校は、文部科学省調査によると、平成26年5月1日時点で、学校数31校、在学者数1,849名となっているが、近年注目が高まっていることから、本調査において把握することとするものである。

これについては、義務教育未修了者等への就学機会の確保に重要な役割を果たしている夜間学級に対する支援や設置促進に向けた施策の充実を図る上で、その実態を把握するために必要な情報と認められることから、おおむね適当であると考えられるものの、以下の点について確認しておく必要がある。

（論点）

- 1 これまで二部授業について把握してこなかった理由は何か。また、近年の二部授業を取り巻く環境にどのような動きがあるか。
- 2 二部授業について、学級数、生徒数、教員数を把握することとしているが、これ以外に把握が必要な事項はないか。
- 3 調査結果について、どのように利活用を行うことを想定しているか。
- 4 本項目では、公立の夜間中学校について把握することとしているが、近年取組が盛んであるとされるいわゆる自主夜間中学の実態について、把握する必要はないか。

エ 学校調査票（小学校）（様式第2号）、学校調査票（中学校）（様式第3号）及び学校調査票（中等教育学校）（様式第5号）における「理由別長期欠席者数」欄の削除（平成28年度調査から適用）

「学校調査票（小学校）」、「学校調査票（中学校）」及び「学校調査票（中等教育学校）」における「理由別長期欠席者数」欄を削除する。

変更案																																					
(削除)																																					
現行																																					
学校調査票（小学校） 学校調査票（中学校）	学校調査票（中等教育学校）																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="6">16 理由別長期欠席者数</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>病 気</th> <th>経 済 的 理 由</th> <th>不 登 校</th> <th>そ の 他</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前年度間30日以上の欠席者</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	16 理由別長期欠席者数						区分	病 気	経 済 的 理 由	不 登 校	そ の 他	計	前年度間30日以上の欠席者						<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="6">23 理由別長期欠席者数（前期課程のみ）</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>病 気</th> <th>経 済 的 理 由</th> <th>不 登 校</th> <th>そ の 他</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前年度間30日以上の欠席者</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	23 理由別長期欠席者数（前期課程のみ）						区分	病 気	経 済 的 理 由	不 登 校	そ の 他	計	前年度間30日以上の欠席者					
16 理由別長期欠席者数																																					
区分	病 気	経 済 的 理 由	不 登 校	そ の 他	計																																
前年度間30日以上の欠席者																																					
23 理由別長期欠席者数（前期課程のみ）																																					
区分	病 気	経 済 的 理 由	不 登 校	そ の 他	計																																
前年度間30日以上の欠席者																																					

(審査結果)

本調査事項は、小学校、中学校及び中等教育学校（前期課程）それぞれにおける児童・生徒のうち、前年度に30日以上長期欠席した児童・生徒について、その欠席理由別に人数を把握していたものであるが、文部科学省が別途毎年実施している「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」（一般統計調査）において把握することとし、本調査の調査項目からは削除することとしている。

「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」は生徒指導上の諸問題の現状を把握することを目的として、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校等の全数を対象に毎年実施している調査であり、高等学校及び中等教育学校（後期課程）については、従前から生徒指導上の諸問題の1つとして、本調査と同一の調査事項により、前年度に30日以上長期欠席した児童・生徒の人数を把握していたところである。

しかしながら、今後、理由別長期欠席者数については、同調査の調査目的に照らし、小学校、中学校及び中等教育学校（前期課程）についても、平成28年度から同調査においてより詳細に実態を把握するよう変更することを予定しているところであるため、調査の効率的実施及び報告者負担の軽減を図る観点から、本調査からは本調査事項を削除することとしているものであり、おおむね適当であると考えられるが、削除によって調査結果の利活用の面から支障が生じないか、検討する必要がある。

(論点)

報告者負担の軽減にも配慮しつつ、本調査事項を削除することによる支障はないか。

オ 学校調査票（大学）学部学生内訳票（様式第8号）及び学校調査票（短期大学）
本科学生内訳票（様式第10号）における「高等学校等専攻科からの編入学者数」欄
の変更等（平成29年度調査から適用）

「学校調査票（大学）学部学生内訳票」の「短期大学・高等専門学校・専修学校
（専門課程）からの編入学者数」の選択肢として「高等学校（専攻科）」「中等教
育学校（専攻科）」「特別支援学校（専攻科）」を追加し、「学校調査票（短期大
学）本科学生内訳票」に「高等学校等専攻科からの編入学者数」欄を追加する。

学校調査票（大学）学部学生内訳票変更案

13 短期大学・高等専門学 校・専修学校（専門課 程）・高等学校等専攻 科からの編入学者数	2年次		3年次		計 <small>（該当のない場合は斜線を引く。）</small>		
	男	女	男	女	男	女	計
短期大学	1						
高等専門学校	2						
専修学校（専門課程）	3						
高等学校（専攻科）	4						
中等教育学校（専攻科）	5						
特別支援学校（専攻科）	6						

現行

13 短期大学・高等専門学 校・専修学校（専門課 程）からの編入学者数	2年次		3年次		計 <small>（該当のない場合は斜線を引く。）</small>		
	男	女	男	女	男	女	計
短期大学	1						
高等専門学校	2						
専修学校（専門課程）	3						

学校調査票（短期大学）本科学生内訳票変更案

9 高等学校等専攻科からの 編入学者数	2年次		3年次		計 <small>（該当のない場合は斜線を引く。）</small>		
	男	女	男	女	男	女	計
高等学校（専攻科）	4						
中等教育学校（専攻科）	5						
特別支援学校（専攻科）	6						

現行

（新規）

（審査結果）

学校教育法の改正により、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の専攻科を修了した
者が大学に編入できる制度が創設されたことに伴い、「学校調査票（大学）学部学生内訳

票」の「短期大学・高等学校専門学校・専修学校（専門課程）からの編入学者数」欄において、「高等学校（専攻科）」、「中等教育学校（専攻科）」及び「特別支援学校（専攻科）」からの編入学者数を追加して把握するとともに、「学校調査票（短期大学）本科学生内訳票」において、「高等学校等専攻科からの編入学者数」欄を追加することとしている。

これについては、大学への編入学者数の実態等を把握する上で必要なものと認められるため、適当であると考ええる。

【参考】

学校教育法(昭和22年法律第26号)(抄)

第五十八条の二 高等学校の専攻科の課程(修業年限が二年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(第九十条第一項に規定する者に限る。)は、文部科学大臣の定めるところにより、大学に編入することができる。

第七十条 第三十条第二項、第三十一条、第三十四条、第三十七条第四項から第十七項まで及び第十九項、第四十二条から第四十四条まで、第五十九条並びに第六十条第四項及び第六項の規定は中等教育学校に、第五十三条から第五十五条まで、第五十八条、第五十八条の二、及び第六十一条 の規定は中等教育学校の後期課程に、それぞれ準用する。この場合において、第三十条第二項中「前項」とあるのは「第六十四条」と、第三十一条中「前条第一項」とあるのは「第六十四条」と読み替えるものとする。

第八十二条 第二十六条、第二十七条、第三十一条(第四十九条及び第六十二条において読み替えて準用する場合を含む。)、第三十二条、第三十四条(第四十九条及び第六十二条において準用する場合を含む。)、第三十六条、第三十七条(第二十八条、第四十九条及び第六十二条において準用する場合を含む。)、第四十二条から第四十四条まで、第四十七条及び 第五十六条から第六十条までの規定は特別支援学校に、第八十四条の規定は特別支援学校の高等部に、それぞれ 準用する。

第一百八条 大学は、第八十三条第一項に規定する目的に代えて、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成することを主な目的とすることができる。

2 前項に規定する目的をその目的とする大学は、第八十七条第一項の規定にかかわらず、その修業年限を二年又は三年とする。

3 前項の大学は、短期大学と称する。

(4) 集計事項の変更（平成28年度調査及び29年度調査からそれぞれ適用）

集計事項について、調査票の新設及び調査事項の追加、削除等に伴う所要の変更を行う。

(審査結果)

学校調査票（義務教育学校）及び卒業後の状況調査票（義務教育学校 後期課程）の新設並びに既存の調査票における調査事項の追加・変更に伴い、調査結果として作成される集計事項（統計）の充実等を図るものである。

これについては、政策課題を検討するために有用な情報を提供するとともに、広く統計利用者のニーズにも応えるものであることから、おおむね適当であると考ええるが、具体的にどのような集計表が作成され、どのような分析が可能になるのか、表章区分等は適当か等について、統計の有用性の向上等の観点から検討する必要がある。

(論点)

各調査票による調査結果で作成される集計表について、特に以下の観点からの検討が必要である。

1 調査票の新設及び調査事項の追加・変更に伴い、新たに作成される集計表の表章（様

式) はどのようなものか。

- 2 集計事項については、調査結果の利活用、その他統計ニーズの観点からみて、十分かつ適当なものとなっているか。

(5) 調査結果の公表の方法の変更 (平成28年度調査から適用)

調査結果の公表の方法について、調査結果の速報及び確報の公表時における調査結果報告書等の名称を「学校基本調査速報」から「学校基本統計速報 (学校基本調査の結果速報)」に、また、「学校基本調査報告書」を「学校基本統計 (学校基本調査報告書)」にそれぞれ変更する。

さらに、速報及び確報の公表に当たり、インターネット公表における具体的な公表媒体 (文部科学省ホームページ及び e-Stat) を明示するよう変更を行う。

(審査結果)

統計法では「統計」とそれを作成する手段である「統計調査」とを概念上区分していることを踏まえ、調査結果である公表物の名称について、基幹統計である学校基本統計と、これを作成するために実施する統計調査である学校基本調査の両者を区別した名称となるよう変更するものである。これについては、統計と統計調査の紛れが生じないようにするため、調査結果報告書等の名称を変更するものであることから、適当であると考ええる。

また、インターネット公表する際の具体的な公表媒体が明確になるよう、調査計画上の記載を変更することも、おおむね適当であると考ええるが、この際、利用者ニーズの観点から、調査結果の公表の方法について、現状及び今後の取組について、確認する必要がある。

(論点)

利用者の利便性の観点から、調査結果の公表について、現時点でどのような工夫をしているか。また、今後どのような取組を行うのか。

(6) 調査票情報の保存期間及び保存責任者の変更 (平成28年度調査から適用)

調査計画上、調査票情報の保存期間及び保存責任者について、これまで永年保存の対象としていた調査票情報のうち「結果原表」を削除する。

(審査結果)

「結果原表」とは、調査結果の集計作業の途中段階で作成したデータ (集計表) を出力したものであり、文部科学省が従来使用していた情報システムにより作成していたものであるが、集計作業途中のデータについては、同システムにより作成される別途の電子ファイルで代替できるため、平成 27 年 1 月から新システムに移行した際に、「結果原表」の作成機能は削除された。

このため、保存の対象とする調査票情報の範囲から結果原表を削除するものであり、適当であると考ええる。

(7) 東日本大震災の影響に伴う調査計画の変更に係る規定の削除（平成28年度調査から適用）

平成 23 年度調査の実施に当たり、東日本大震災の影響による被害が甚大であった岩手県、宮城県及び福島県（以下「東北 3 県」という。）の初等中等教育機関に対する調査日程の延期並びに調査結果の公表の方法及び期日を変更することとした調査計画上の規定を削除する。

（審査結果）

平成 23 年度調査の実施に当たっては、平成 23 年 3 月の東日本大震災の発生に伴い、甚大な被害が生じた東北 3 県の初等中等教育機関に対する調査日程を延期するとともに、平成 23 年度調査結果の公表に際し、東北 3 県の初等中等教育機関の数値の速報公表を取りやめたほか、調査結果報告書による公表時期の延期等が行われた。

しかしながら、これらの対応は平成 23 年度調査に限定して行われたものであり、既にそのような状況は解消されているため、上記の東日本大震災対応に係る調査計画上の規定を削除するものであることから、適当であると考えます。

2 統計委員会諮問第 66 号の答申（平成 26 年 7 月 14 日付け府統委第 63 号）における「今後の課題」への対応状況について

前回調査（平成27年度調査）に係る統計委員会答申においては、今後の課題として、以下の5つの課題が付されているが、いずれも平成29年度調査から32年度調査までを期限として検討が求められているものである。

しかしながら、文部科学省における当該課題への対応状況をフォローアップする観点から、現時点における文部科学省の検討状況について確認する必要がある。

〔「今後の課題」での記述〕

1 こども園票の「職員数」における非常勤職員の把握について

学校調査票（幼保連携型認定こども園）（以下「こども園票」という。）の「職員数」において調査対象とする職員（事務職員、養護職員、警備員等）については、常勤職員（本務者）のみとされている。

しかしながら、平成 27 年 4 月の創設が見込まれている新たな幼保連携型認定こども園（以下「新幼保こども園」という。）においては、人材確保上の事情から非常勤で雇用される事務職員や、業務の性格上、必要な時期・時間が限定されているため非常勤で雇用される看護師などの非常勤職員が多く雇用され、こうした非常勤職員は新幼保こども園の運営に大きな役割を果たすものと考えられる。

このため、文部科学省は、新幼保こども園全体の人的リソースの的確な把握の観点から、他の学校種の調査票における関連調査事項との整合性等も勘案しつつ、遅くとも平成 30 年度本調査を目途として、非常勤職員を把握すること。

2 「休職等教員数」における休職等理由区分等の見直しについて

こども園票において把握する「休職等教員数」については、休職等理由区分が「職務上の負傷疾病」、「結核」、「その他」及び「育児休業」となっており、また把握単位も男女を合計した人数とされている。

しかしながら、休職等理由区分については、独立した区分となっている「結核」の場合、近年、教員の罹患者が毎年数人程度と極めて少ない一方、高齢化の進行とともに増加していると考えられる「介護休業」は、独立した区分が設けられていない。また、ワーク・ライフ・バランスの政策的・社会的重要性を踏まえると、休職等教員数の男女別人数は基本的かつ重要な情報であると考えられる。

このため、文部科学省は、少子高齢化等の進展への対応の観点から、他の学校種の調査票における関連調査事項との整合性等も勘案しつつ、遅くとも平成 30 年度調査を目途として、休職等理由区分について、独立した区分の「結核」を削除することや「介護休業」を追加することなど当該区分の見直しを行うとともに、休職等教員数を男女別に把握すること。

3 「年齢別入学者数」の年齢階級区分の細分化等について

今回、社会人学生の実態把握を目的として、学校調査票学部学生内訳票等に追加される「年齢別入学者数」における年齢階級区分については、55 歳以上の場合、「55 歳～60 歳」及び「61 歳以上」とされている。

しかしながら、年齢階級区分については、各種統計上、5 歳階級でくくるのが一般的であるが、本調査の場合「55 歳～60 歳」のみが 6 歳階級でくくられている。また、近年、

高齢化が急速に進行していることや政策的に生涯学習が推進されていることから、高齢の社会人学生が増加しつつあり、その傾向は今後、ますます強まるものと考えられる。

このため、文部科学省は、他統計との比較の確保や高齢化の進行等への対応の観点から、遅くとも平成 29 年度調査を目途として、「55 歳～60 歳」を、「55～59 歳」と 5 歳階級へ変更するとともに、「61 歳以上」を「60～64 歳」及び「65 歳以上」へと上限の引上げを行うこと。

4 中学校卒業生の就職者の正規・非正規別の把握について

本調査においては、労働市場に労働者を供給する中学校以上の各学校種のうち、大学、大学院、短期大学及び高等専門学校については、平成 24 年度調査から卒業者の就業形態に関する正規・非正規別の把握が行われており、さらに、今回の変更により、中等教育学校及び高等学校についても、平成 27 年度調査から当該把握が行われることとされている一方、中学校については、卒業者のうち就職した者が極めて少ないこと等から、当該把握が行われることとされていない。

しかしながら、①近年、特に若年層において労働者に占める非正規労働者の比率が大きく上昇しており、学卒者が初職で正規労働者として円滑に就職できるよう支援することが重要な課題となっていること、②低学歴者ほど正規労働者に就職できる比率が低く当該支援の必要性が高いこと等を踏まえると、学校卒業後の就業形態が正規職員か非正規職員かといった実態は、卒業した学校種や該当者数の多寡にかかわらず重要な情報であると考えられる。

このため、文部科学省は、若年者雇用対策の検討に必要なデータの把握の観点から、遅くとも平成 29 年度調査を目途として、中学校卒業者の就業形態の正規・非正規別の把握を行うこと。

5 新幼保こども園を対象とする他の統計調査との関係について

新幼保こども園は、教育と保育を制度的に一体として提供する施設であることから、関係法令上、学校であると同時に児童福祉施設の性格も有しているため、平成 27 年度以降、本調査の他に、厚生労働省が毎年実施している社会福祉施設等調査（一般統計調査）においても調査対象となる予定である。

両調査については、調査目的や調査期日（本調査は 5 月 1 日現在、社会福祉施設等調査は 10 月 1 日現在）が異なるものの、調査事項は、本調査では新幼保こども園全体に関する事項である一方、社会福祉施設等調査では保育関連部分に関する事項となっていることから、両調査に関連する調査事項の役割分担の明確化等の調整措置を通じて、調査実施の効率化及び報告者負担の軽減を図る余地があるものと考えられる。

しかしながら、両調査における調査事項については、教育及び保育行政上の当面の施策（待機児童解消のための保育士の確保等）の推進及び制度改正前後の実態把握を含む調査結果の時系列データが必要であること等から、直ちに当該調整措置が講じられないことはやむを得ない。

このため、文部科学省は、厚生労働省と連携しつつ、調査実施の効率化及び報告者負担の軽減の観点から、両調査の時系列データが一定程度蓄積される平成 32 年度調査を目途として、当該調整措置を実施すること。

〈学校教員統計調査関係〉

1 未諮問基幹統計としての確認事項

本調査については、これまで統計委員会に諮問されていないところ、以下のような品質評価の要素に沿った見直し状況や基幹統計としての重要性及び必要性の充足状況等について確認する必要がある。

(未諮問基幹統計としての確認について)

「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成26年3月25日閣議決定)において、これまで統計委員会に諮問されていない基幹統計(未諮問基幹統計)については、社会経済情勢の変化等を踏まえ、「品質評価の要素に沿った見直し状況や基幹統計としての重要性及び必要性の充足状況等について計画的に確認する」とされている。

本調査は、これまで統計委員会のみならず、旧統計法下における統計審議会にも諮問されたことがなく、調査計画の内容が社会経済情勢の変化、統計ニーズに的確に対応したものとなっているか確認する必要がある。

未諮問基幹統計については、平成26年度から毎年度、対象となる統計を定めて計画的に統計委員会において確認が行われているところであり、確認に当たっては、「未諮問基幹統計の確認に対する取組方針」(平成26年10月20日統計委員会基本計画部会決定。別紙参照)に基づき、①公的統計の品質評価の要素、②基幹統計の法定要件の2つの視点から確認を行なうこととされている(別紙参照)。

本調査についても、未諮問基幹統計に該当することを踏まえ、今回の部会審議の機会を捉え、上記取組方針に掲げられる確認の視点に照らし、以下の点について確認することが必要である。

(確認事項)

- 1 本調査の行政施策上の具体的利用状況如何。また、3年周期で実施されているが、その理由は何か。報告者負担にも十分留意しつつ、行政施策への活用を始め、統計ニーズの観点からみて、当該調査周期により実施することによる問題はないか。
- 2 本調査結果については、行政施策の利活用のほか、具体的にどのように利活用されているか。本調査結果の更なる有効活用が図られるよう、統計ニーズの積極的な把握に努め、本調査結果の具体的な利活用例を示すなど、利用可能性の周知を図る必要性はないか。
- 3 本調査は、教員個人調査において標本調査を行っているが、標本設計(抽出方法、抽出率、目標精度等)や結果数値の推計方法はどのようになっているか。また、これらの情報について、調査結果の信頼性の確保、及び上記2における本調査結果の更なる有効活用を図る観点からも、これらの情報をホームページ上で積極的に公表するなどの取組が重要かつ必要ではないか。

2 学校教員統計調査の変更

学校教員統計調査について、調査計画における「調査対象の範囲」、「報告を求める事項」等を以下のとおり変更することとしている。

(1) 調査の属性的範囲等の変更

教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 6 条第 1 項に規定する「学校」の一つとして、平成 27 年 4 月から幼保連携型認定こども園（以下「新幼保こども園」という。）が創設され、また、新たな学校種として、平成 28 年 4 月から義務教育学校が創設されることに伴い、調査の属性的範囲に新幼保こども園及び義務教育学校を追加する。

また、調査の属性的範囲に新幼保こども園及び義務教育学校を追加することに伴い、報告を求める者の数及び調査票の様式番号を変更する。

（審査結果）

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）の改正により、教育と保育を制度的に一体として提供する新幼保こども園が平成27年4月から創設され、教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する「学校」の一つとして位置付けられた。

また、学校教育法（昭和22年法律第26号）の改正により、新たな学校種として、義務教育学校が平成28年4月から創設されることとなっている。

このことを踏まえ、新幼保こども園及び義務教育学校を調査対象に追加するとともに、報告を求める者の数として新幼保こども園（約1,900施設）及び義務教育学校（約300校）の追加、調査票様式として教員個人調査票（幼保連携型認定こども園）（様式第2号）及び同調査票（義務教育学校）（様式第5号）を新設することに伴い調査票様式番号の変更を行うものであり、適当であると考えます。

【参考】

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号) (抄)
(定義)

第2条 この法律において「子ども」とは、小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

7 この法律において「幼保連携型認定こども園」とは、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満三歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設置される施設をいう。

8 この法律において「教育」とは、教育基本法(平成 18 年法律第 120 号)第6条第1項に規定する法律に定める学校 (第9条において単に「学校」という。)において行われる教育をいう。

教育基本法(平成 18 年法律第 120 号) (抄)

(学校教育)

第6条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号) (抄)

第1条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

(2) 調査票の新設

ア 教員個人調査票（幼保連携型認定こども園）を新設する。

(審査結果)

平成27年4月から、教育基本法第6条第1項に規定する「学校」の一つとして位置付けられる新幼保こども園が創設されたことに伴い、上記(1)のとおり、調査対象の範囲に新幼保こども園を追加することを踏まえ、学校教育行政に必要な基本的事項を把握するため、新たな調査票として「教員個人調査票（幼保連携型認定こども園）」（様式第2号）を新設することとしている。

調査票を新設することについては、新幼保こども園が、教育基本法第6条第1項に規定する「学校」の一つに位置付けられることから、適当と考えるが、調査項目についてみると、以下のようになっている。

教員個人調査票（幼保連携型認定こども園）は、既存の教員個人調査票（幼稚園）をベースとして作成されており、教員個人調査票（幼稚園）との対比を整理したものが資料4-1の別添（P.11～13）である。

「10 保育士資格の有無」（13ページ）については、教員個人調査票（幼稚園）には存在しない調査事項である。新幼保こども園では、保育教諭等は幼稚園免許及び保育士資格の両方を有する必要がある。しかしながら、経過措置として、平成32年3月まではいずれか一方の免許・資格を有すればよいこととされており、猶予期間が設けられていることから、免許状の種類とともに、保育士資格の有無を把握することとし、保育教諭等の養成状況を確認しようとするものである。

それ以外の項目については、教員個人調査票（幼稚園）と同様の調査項目が設けられており、それぞれの項目につき、必要性や有用性が認められることから、おおむね適当であると認められるものの、調査項目については、他に把握すべき事項がないか確認する必要がある。

(論点)

本調査票は、教員個人調査票（幼稚園）をベースとして作成されており、「10 保育士資格の有無」以外の項目は教員個人調査票（幼稚園）と同一となっているが、新幼保こども園の制度にかんがみ、上記の「10 保育士資格の有無」のほか、調査項目として追加すべき事項はないか。

【参考】

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
(平成18年法律第77号) (抄)

(職員の資格)

第十五条 主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭及び講師（保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。）は、幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七号）第四条第二項に規定する普通免許状をいう。以下この条において同じ。）を有し、かつ、児童福祉法第十八条の十八第一項の登録（第四項及び第三十九条において単に「登録」という。）を受けた者でなければならない。

附則（平成24年法律第66号）（抄）
(保育教諭等の資格の特例)

第五条 施行日から起算して五年間は、新認定こども園法第十五条第一項の規定にかかわらず、幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第四条第二項に規定する普通免許状をいう。）を有する者又は児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の十八第一項の登録（第三項において単に「登録」という。）を受けた者は、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師（保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。）となることができる。

児童福祉法（昭和22年法律第164号）（抄）

第十八条の十八 保育士となる資格を有する者が保育士となるには、保育士登録簿に、氏名、生年月日その他厚生労働省令で定める事項の登録を受けなければならない。

イ 教員個人調査票（義務教育学校）を新設する。

（審査結果）

平成28年4月から、新たな学校種として、義務教育学校が創設されることに伴い、上記（1）のとおり、調査対象の範囲に義務教育学校を追加することを踏まえ、学校教育行政に必要な基本的事項を把握するため、新たな調査票として「教員個人調査票（義務教育学校）」（様式第5号）を新設することとしている。

調査票を新設することについては、学校教育法に定められた新たな学校種のため、適当と考えるが、調査項目についてみると、以下のようにになっている。

教員個人調査票（義務教育学校）は、既存の教員個人調査票（小学校）及び教員個人調査票（中学校）（以下両者を総称して「教員個人調査票（小学校・中学校）」という。）をベースとして作成されており、教員個人調査票（小学校・中学校）との対比を整理したものが資料4-1の別添（P.14～18）である。

すべての項目で教員個人調査票（小学校）又は教員個人調査票（中学校）と同様の調査項目が設けられているほか、ほとんどの項目で教員個人調査票（小学校・中学校）と同様の選択肢を設けている。例外的に、例えば、「15 担任教科」（17ページ）や「16 週教科等担任授業時数」（17ページ）では前期課程と後期課程それぞれに分割した調査項目となっているなど、義務教育学校制度の設計に由来し、教員個人調査票（小学校・中学校）の選択肢とは異なった項目が設けられている。

これらも含め、それぞれの項目につき、必要性や有用性が認められることから、おおむね適当であると考えられるものの、調査項目については、他に把握すべき事項がないか確認する必要がある。

（論点）

本調査票は、教員個人調査票（小学校・中学校）をベースとして作成されており、すべての項目で教員個人調査票（小学校）又は教員個人調査票（中学校）と同様の調査項目が設けられているが、義務教育学校の制度にかんがみ、調査項目として新たに追加するべき事項はないか。

(3) 集計事項の変更

集計事項について、調査票の新設等に伴う所要の変更を行う。

(審査結果)

教員個人調査票（幼保連携型認定こども園）及び同調査票（義務教育学校）の新設に伴い、調査結果として作成される集計事項（統計）の充実等を図るものである。

これについては、政策課題を検討するために有用な情報を提供するとともに、広く統計利用者のニーズにも応えるものであることから、おおむね適当であると考えますが、具体的にどのような集計表が作成され、どのような分析が可能になるのか、表章区分等は適当か等について、統計の有用性の向上等の観点から検討する必要がある。

(論点)

各調査票による調査結果で作成される集計表について、特に以下の観点からの検討が必要である。

- 1 調査票の新設に伴い、新たに作成される集計表の表章（様式）はどのようなものか。
- 2 集計事項については、調査結果の利活用、その他統計ニーズの観点からみて、十分かつ適当なものとなっているか。

(4) 調査結果の公表の方法の変更

調査結果の公表の方法について、調査結果の速報及び書くほうの公表時における調査結果報告書等の名称を「学校教員統計調査中間報告」から「学校教員統計中間報告」に、また、「学校教員統計調査報告書」を「学校教員統計（学校教員統計調査報告書）」にそれぞれ変更する。

さらに、速報及び確報の公表に当たり、インターネット公表に置ける具体的な公表媒体（文部科学省ホームページ及び e-Stat）を明示するよう変更を行う。

(審査結果)

統計法では「統計」とそれを作成する手段である「統計調査」とを概念上区分していることを踏まえ、調査結果である公表物の名称について、基幹統計である学校教員統計と、これを作成するために実施する統計調査である学校教員統計調査の両者を区別した名称となるよう変更するものである。これについては、統計と統計調査の紛れが生じないようにするため、調査結果報告書等の名称を変更するものであることから、適当であると考えます。

また、インターネット公表する際の具体的な公表媒体が明確になるよう、調査計画上の記載を変更することも、おおむね適当であると考えますが、この際、利用者ニーズの観点から、調査結果の公表の方法について、現状及び今後の取組について、確認する必要がある。

(論点)

利用者の利便性の観点から、調査結果の公表について、現時点でどのような工夫をしているか。また、今後どのような取組を行うのか。

(5) 調査票情報の保存期間及び保存責任者の変更

調査計画上、調査票情報の保存期間及び保存責任者について、これまで永年保存の対象としていた調査票情報のうち「結果原表」を削除する。

(審査結果)

「結果原表」とは、調査結果の集計作業の途中段階で作成したデータ（集計表）を出力したものであり、文部科学省が従来使用していた情報システムにより作成していたものであるが、集計作業途中のデータについては、同システムにより作成される別途の電子ファイルで代替できるため、平成 27 年 1 月から新システムに移行した際に、「結果原表」の作成機能は削除された。

このため、保存の対象とする調査票情報の範囲から結果原表を削除するものであり、適当であるとする。

(6) 立入検査等の対象とできる事項の削除

立入検査の実施に関する調査計画上の規定を削除する。

(審査結果)

基幹統計調査の正確な報告を求めるため、必要があると認めるときは、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、報告者に対し、その報告に関し資料の提出を求め、又は調査員その他職員に、必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができることとされており、その実施に関し必要な事項（調査の実実施計画を明らかにするために必要な事項）については、同法第 18 条の規定に基づき、命令（具体的には政令又は省令）において定めることとされている。

しかしながら、該当省令である学校教員統計調査規則（昭和 28 年文部省令第 12 号）には、立入検査等に関する規定はなく、これまでに実施した計 15 回の調査において虚偽申告の実績は無く、今後においても立入検査等を必要とするような事態が生じることは想定し難いため、調査計画上から立入検査等に係る記載を削除することとしたものであり、適当であるとする。

【参考】

統計法（昭和 33 年法律第 56 号）（抄）

（立入検査等）

第十五条 行政機関の長は、その行う基幹統計調査の正確な報告を求めるため必要があると認めるときは、当該基幹統計調査の報告を求められた者に対し、その報告に関し資料の提出を求め、又はその統計調査員その他の職員に、必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする統計調査員その他の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（命令への委任）

第十八条 この法律に定めるもののほか、基幹統計調査の実施に関し必要な事項は、命令で定める。